

『基本刑法Ⅰ——総論』増刷時修正

※誤りを訂正するほか、より適切な表記に改めました。

4刷時修正

	3刷	4刷
凡例 末尾 (追加)		
		現行法によれば「自動車運転過失致死傷罪 (211 条 2 項)」を「過失運転致死傷罪」(自動車運転致死傷法 5 条)に修正すべきであるが、本書においては初刷の表記のままとする。詳しくは日本評論社のホームページ、『基本刑法Ⅱ——各論』ダウンロードコーナーの「補遺」(http://www.nippy.co.jp/download/535-52047-9/kihonkeihou2-hoi.pdf)を参照。
119 頁 最終行	B	X
380 頁 最終行	殺人未遂罪	殺人既遂罪
※本書末尾「◆執筆者」掲載の大塚教授の肩書は、「明治大学法科大学院法務研究科教授、神戸大学名誉教授」に変更した。		

3刷時修正

	2刷	3刷
82 頁 10 行目	原則として	原則として
191 頁 下から 11 行目	否定しまうと	否定してしまうと
293 頁 下から 6 行目	相当因果	法的因果
415 頁 下から 15 行目	(3) 関与	(3) 異なる関与形式間の錯誤
528 頁 右の列 最終行	制限能力	制御能力
※本書末尾「◆執筆者」掲載の大塚教授の肩書は、「成蹊大学法科大学院法務研究科教授」に変更した。		

2刷時訂正

	初刷	2刷
82頁 19行目	被害者が熊と間違えて	被害者を熊と間違えて
125頁 下から2行目	錯誤論を検討に入る	錯誤論の検討に入る
128頁 設問4 下から1行目	砂浜を吸引して	砂末を吸引して
152頁 17行目	基本部分の予見	基本的部分の予見
153頁 15～16行目	基本部分の予見	基本的部分の予見
153頁 16行目	部分の予見」が必要である	部分の予見」可能性が必要である
157頁 下から10行目	結果回避義務の不存在	結果回避義務の存在
183頁 第12講の副題	防衛状況	防衛状況を中心に
200頁 19行目	第三者の危険を転嫁した	第三者に危険を転嫁した
395頁 6～7行目	間接的に……侵害させた	間接的に……侵害した
395頁 9～10行目	間接的に……侵害させた	間接的に……侵害した
397頁 3行目	Y	Z
528頁 右の列 下から2行目と最終行との間		「制御能力…41,243」を挿入
529頁 左の列 1行目	「能力…41,243」	(削除)